

広報ちくしの

人権問題特集号

人のいやがることは しない
させない 許さない
みんなでつくろう 人権尊重のまち
ちくしの

わたしは
わたしの家族とわたしのことだけを
考えていた
あなたにも
わたしと同じように 大切な人がいる
すぐには近づけない でも 近づきたい
たとえ それが
小さな 小さな 一歩でも
知ろうとしなかった わたし
知ることでも 苦しくなるのはなぜ
でも 知りたい 受け止めたい
それが 本当にわたしとわたしの家族を
大切にするにつながるから

人権問題解決のためには、どのような問題があるかを知って、その解決について自分なりに考え行動することが大切だと言われます。上記の詩は、市民の方がつくられたものです。人権問題にはじめてふれ、人の痛みを自分ごととして考え、知ろうとすることの大切さや知ることが自分や家族の生活を豊かにすると感じたその想いが詩に表されています。

今回の人権問題特集号がみなさんの人権感覚をさらに高め、市民のみなさまが豊かに暮らすことができる材料になることを願っています。

目次

- 「障害者差別解消推進法」を知っていますか？ 2
- 広がる「ユニバーサルデザイン」 3
- 色覚と人権 4
- DVをなくしていくために 5
- 地域の絆(きずな)づくりを 6
- 祖父が遺してくれたもの 7

2017 年



12/1

「障害者差別解消推進法」を知っていますか？

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共存する社会の実現に資すること

2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）」が施行されました。冒頭はこの法律が制定された目的の一部です。

2006（平成18）年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」は、2008（平成20）年5月に発効しています。これを受け、日本でも国内法の整備が進められるようになり、この法律が制定されました。

この法律は、私たち国民には、共に生きる社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消に努力をすることを求めています。また、国や都道府県・市町村などの行政や会社・お店などの事業者には次の2つのことを求めています。

1 「不当な差別的取り扱い」の禁止

障がいをもつ人を理由として差別することを禁じています。例えば、次の様な事例が考えられます。

- ・ 学校の受験や入学を拒否する。
- ・ 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・ 不動産の利用において、アパートなどの賃貸を拒否する。

2 「合理的配慮」の提供

障がいのある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること
※事業者においては、対応に努めること

例えば、学校の受験や入学に際しては、障がいの特性に応じて拡大文字問題などを準備したり、施設にスロープをつけたりすることなどが考えられます。

「合理的配慮」ができるようになるために

合理的配慮ができるようになるために、私たちはどのようなことに気をつけたらよいのでしょうか。まずは、私たちが障がいをもつ人の立場に寄り添って考え、努力することが大切です。そのためには障がいをもつ人たちが何に困っているのかをしっかりと把握することが必要です。

例えば、視覚障がいをもつ人が白杖を上に掲げたときは、何か困っているという合図を示しているそうです。「白杖SOS」というのだそうですが、まだまだ知られていないのが現実です。このように障がいをもつ人たちが何を求めているのかをしっかりとキャッチできるように私たちなりに学ぶことが大切です。そして、「私にできることは何かありませんか。」と気軽に呼びかけができるような配慮をしていきたいものですね。

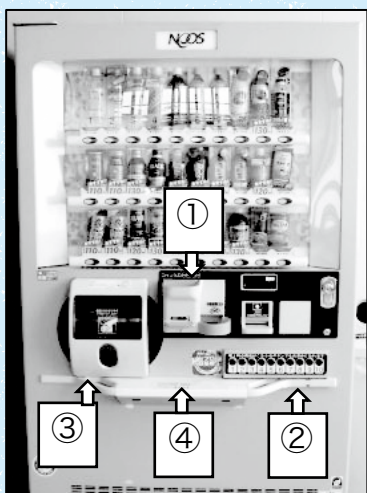


広がる「ユニバーサルデザイン」

さまざまな「もの」に見られるユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、さまざまな人（大人も子どもも、高齢の方も、障がいがある人も、けがをしている人なども）にとって、できる限り利用可能であるように、はじめから製品、建物、環境などを設計することです。

筑紫野市生涯学習センターにある自動販売機



筑紫野市生涯学習センターには、こんな自動販売機が置かれています。見たことはありますか。どこが工夫されているのでしょうか。



【コイン投入口・おつり取り出し口】

コインをしっかりつかめなくても入れます。おつりも取り出しやすいです。



【商品購入ボタン】

下の方にもボタンがついています。車いすの方も小さな子どもも押せますね。



【商品取り出し口】

高い位置にあるので、腰をかがめなくても取り出せます。ふたも軽くて、あまり力を入れなくても開けられます。



【荷物台】

ちょっとした荷物を置けます。

さまざまな人たちが使いやすいようにという思いや願いが詰まった自動販売機なのです。

赤ちゃんを抱っこ
していても



高齢の方も



車いすを利用
している人も



大人も子どもも



けがをしている
人も



こんな、ユニバーサルデザインがもっともっと広がるといいですね。

私たちにできることは・・・。



さまざまな「もの」にユニバーサルデザインが広がっています。私たちに何かできることはないのでしょうか。困っている人を見かけたら、「大丈夫かな。」と気かけたり、「何かできることはありませんか。」と声をかけたりできるかもしれません。「人」や「もの」にユニバーサルデザインの考え方があふれると、今よりもっと素敵な街になるのだと思います。

色覚と人権

色の感じ方はさまざま

私たちの感覚はいずれも個人差が大きく、例えば同じカレーを食べていても、辛いと感じる人と甘いと感じる人がいます。人によって味覚はさまざまです。他の感覚も同じようなことが言えます。

色を感じる色覚も人によって違いがあることは、言うまでもありません。人それぞれがもつ「特性」の一つだといってもいいと思います。特に、色をどう感じているかをとらえることは、現代の科学では不可能だと言われています。隣にいる人が赤信号の「赤」をどう感じているか分かるはずがなく、どう感じるのが正解か答えはありません。

色覚検査を通して

これまで、その色覚が健康診断の検査により一定の線引きがなされ、「異常」であると判定された人たちがいました。この人たちは、誤解が生じやすい「色覚異常」や「色盲」、「色弱」という言葉でくられました。それで、辛くいやな思いをする言葉を投げかけられたり、志望校から排除されたりしてきました。不利益を受ける状況を配慮することはもちろん、日常生活には不便さを感じることもなく学校で過ごすことができるという状況から、「色覚検査」が平成15年度から廃止されました。

しかし、授業を受けるときに、また進路・職業選択にあたり、自分自身の色の見え方を知っておくことは大切であるという理由で、2017（平成29）年度から希望者に対して色覚検査が行われるようになりました。

その結果、再開されたことで、「〇〇の色の識別に困難さがある」と判断された人が、以前のように不利益を受けることがないようにしていくことが大切です。

そのためには、「色覚」について正しく知ることが必要です。そして、「この色の識別が難しいと言われた人」に対して、周りが工夫したり配慮したりすることが大切です。

色覚特性をもつ人への工夫や配慮の例

色覚特性をもった方も私たちのちょっとした工夫や配慮でより安心して生活ができます。

- 色覚特性をもった方も、分かりやすい色づかいをする。（色のバリアフリー）
（背景の色と同じような文字での表記は避ける）
- 色といっしょに目立つデザイン（形など）で表現する。
- 色だけで説明するのではなく、表現したい物の名前とあわせて説明する。



色覚に対する特性は、同じような意味で、「色覚多様性」という言葉でも使われ始めています。

それぞれの違いを認め合い尊重しあうことによって、「生まれもった色覚のままで、快適に生活でき、ありのままに生きていける」そんな社会をみんなでつくっていききたいですね。

DVをなくしていくために

DVは犯罪です

DV（ドメスティック・バイオレンス）は「配偶者やお付き合いをしている人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味です。被害者は女性には限定していません。

◆暴力の一例◆

- ・平手でうつ ・足でける ・身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・何を言っても無視して口をきかない ・生活費を渡さない
- ・大声でどなる、ののしる ・性行為を強要する

殴る、蹴るなどの身体を傷つけるものだけがDVではありません。相手を支配することや自尊心を傷つけることもDVになりえます。いかなる理由があろうとも、暴力という手段で相手を服従させることはあってはなりません。被害者が事件に巻き込まれて、命にかかわる被害を受けることも起こっています。まわりを今一度振り返ってみると、DVに発展するような小さな火種があるかもしれません。

直接暴力を受けていない子どももDVの被害者

DVの被害は暴力を受けた人だけではありません。DV家庭で育つ子どもは、直接暴力を受けていなくても家庭内の暴力を目撃する、気配を感じるなどで常に緊張を強いられ、強い不安や恐怖の中で生活することを余儀なくされます。DV家庭で育った子どもに抑うつ症状が見られたり、身体の不調を訴えたりする子がいます。また、保育園や学校にうまく適応できないことがあります。

まずは大切な人を思いやる気持ちから

作家でエッセイストの阿川佐和子さんが結婚を発表したとき、「私たち二人が手と手を取って歩いている姿を見つけたとしても、『よ！新婚め！』とからかわないでくださいませ。手を繋いでいるのは互いが転ばないためなのですから」とというような表現をしました。この報道を見たとき、二人で支え合って人生を全うしていく決意のように感じました。

大切な家族、お付き合いをしている人などの人格を尊重することが心豊かな生活を築いていくことにつながります。あなたが大切な人に注ぐ愛情や思いやりは、その人のエネルギーになるのではないかと思います。

<ひとりで悩まないで>

身の危険を感じている場合は警察署へ
○筑紫野警察署 092-929-0110

誰かに相談したい場合は、相談センターへ
○筑紫野市女性センター相談室 092-918-1311



地域の絆（きずな）づくりを

ある日のマンションでのできごと

少し肌寒くなりはじめたある日のこと、私は、自宅マンションの扉を開けたところで何人かの警察官とすれ違いました。いつもは静かなマンションが騒然としています。

自室に帰り妻から話を聞いてみると、一人暮らしの高齢者が亡くなり、今日発見されたとのことでした。ニュースなどではよく聞く話ですが、やはり、身近に起こったことにショックを受けました。さらに、それ以上に衝撃を覚えたのは、亡くなった方の顔も名前も知らないことに気づいたことでした。それまでは、隣人の顔も名前も知らないことに、何の疑問ももたなかったというのに、何か後ろめたいことのように感じ始めました。

翌日、第一発見者のTさんに話を聞く機会がありました。

Tさんは、非常に世話好きな方で、亡くなった方のことをよく気にされていたとのことでした。普段から行きつけの病院の話をよくしていたこと、編み物の趣味をもっていたこと、遠方から家族が遊びに来ることを楽しみにされていたことなど、話は尽きませんでした。最後に、Yさんという名前であったことを教えていただきました。

Yさんという名前と人柄を知った後、悲しいという感情がいっそう湧き起こってきました。

地域の中でやってきたこと

私が地域に関心を持つようになったのは、この体験がきっかけでした。

まずは、話をする機会のあったTさんと、毎日言葉を交わすようになりました。

「おはよう。行ってらっしゃい。」

Tさんはすてきな笑顔でそう言って、いつも明るく見送ってくれます。

あれから数年が過ぎ、機会や人の縁にも恵まれて時間があるときには、ボランティアをするようになりました。つい先日も、地域の公民館で敬老会の手伝いをしたことで、Tさんからお礼の言葉をいただきました。

その感謝の言葉は、今も、私のやる気を引き出す糧になっています。

地域で共に生きるということを

今の時代、地域での人と人とのつながりが薄れ、孤立化が進んでいると言われています。だからこそ、地域で共に生きるということを考えていきたいと思っています。

学校に行く子どもたちや近所の方々に、「行ってらっしゃい。」とか「こんにちは。」と声をかけるのでもよいと思います。地域の絆は、そんなちょっとしたきっかけから生まれ、それがお互いを認め合うことにつながり、地域での支え合いへと発展していくのだと思います。



お互いを認め合い支えあう社会、そんな人権尊重のまちづくりのために、皆さんも地域でどのように生きていくか一緒に考えてみませんか。

祖父が遺してくれたもの

国連は、高齢期の人生を豊かで有意義にするために、1991年に高齢者のための国連5原則を採択しました。その一つに高齢者の尊厳が謳われています。

しかし家庭や施設において、虐待など尊厳を無視したような出来事が起きています。そんな話を聞くと、私は祖父と過ごした日々を思い出します。

祖父の人生をふりかえる

父が亡くなり、母は生活を考え、幼い姉と私を抱えて実家へ戻り、祖父母、母、姉と私の5人での生活が始まりました。母は働き、私たちの面倒は祖父母が見てくれました。

祖父は、日中戦争へ出兵もしたそうです。戦争から帰ってきて町役場に勤めました。私たちが戻ってきたときには、役場も退職していました。

保育園児の頃、迎えの自転車の後ろに乗せてもらって帰りました。休みの日には、山の手入れに連れて行き、木や花の名前を教えてくださいました。

地元では区長として夏祭りの世話をしたり、たくさんの人を家に呼んで、会合やにぎやかな宴会をしたりしていました。

小学校高学年になった頃、祖父は喉頭がんを患い声が出なくなりました。会話は、口から声を出す特殊な機械で行いますが、その声は抑揚がなく一本調子に聞こえます。私はそれがとても恥ずかしく、祖父が話し始めたらやめてほしいと思っていました。

中学生になり反抗をする私に対しても、穏やかに接して、悪いことは正してくれました。部活などで祖父と接する時間も少なくなり、話しかけられても、私はわざと「わからん」と言ってみたり、聞こえないふりをしたりしました。いろいろなことを教えようとしてくれていたのに、私の方からやり取りを絶ってしまいました。

大学生になった頃、脳梗塞と認知症を患い、寝たきりになってしまいました。相手の顔もわからない祖父を自宅で介護する祖母は大変だったと思います。

就職が決まったとき、分からないだろうけど手を握って報告しました。その報告の10日後に84歳で亡くなりました。

祖父の笑顔のことは・・・

祖父にとって生きがいとは何だったのでしょうか。仕事や戦争から解放され、山仕事をしていたころが楽しかっただろうと思います。しかし思い出してみると、どの場面でも祖父は笑っていました。地域での活動は大変だっただろうし、孫の無礼なふるまいには腹が立ったはずです。ましてや、声が出なくなったときの気持ちはどうだったのか。それなのにどうして祖父は笑っていたのでしょうか。

区長の仕事も孫の態度も、すべて初めての経験であり、自分が知らないことだから関心をもって接し、知らないことを知る喜びや知り合った人と分け隔てなく対等な人間関係を結ぶことで笑顔になったと思います。

意地を張って祖父と過ごせる時間を無駄にしたのは残念ですが、あの頃の祖父の姿は、今でも私に足りないものを思い出させる存在です。



広報ちくしの「人権問題特集号」 12月1日号アンケート用紙

(当てはまるものに○をつけて下さい。)

- 1 「人権問題特集号」は…… ①よかった ②まあよかった ③あまりよくなかった ④よくなかった
- 2 心に残った内容は…… ①「障害者差別解消推進法を知っていますか？」 ②「広がるユニバーサルデザイン」
③「色覚と人権」 ④「DVをなくしていくために」 ⑤「地域の絆づくりを」
⑥「祖父が遺してくれたもの」
- 3 感想をお聞かせ下さい。

人権問題特集号 アンケートのお願い

筑紫野市では、さまざまな人権問題の解決にむけて、もう一步学びを深めていただきたいと本年度も広報ちくしの「人権問題特集号」を発行いたしました。つきましては、市民の皆様から読まれた感想等をいただき、今後、さらなる充実を図りたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力をよろしくお願いいたします。

○アンケート回答の方法

- ①FAX：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号にFAX下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：(092)923-9644

- ②郵 送：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：〒818-8686 筑紫野市二日市西一丁目1番1号

- ③メール：jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp

- ④筑紫野市ホームページ：以下の手順で「広報ちくしの 人権問題特集号」に入ってください感想をお寄せ下さい。

「担当部署から探す」→「教育政策課」→啓発冊子「広報ちくしの 人権問題特集号」平成29年12月1日

★ 編集後記 ★

昨年、差別解消に関する3つの法律（通称：「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」）が制定されました。いずれも差別は許されず、人権が尊重された社会の実現をめざすことが明記されています。そのために国や地方公共団体が啓発や教育などを充実させていくことの責務が記されています。

本市でも、10月には同和問題についての冊子をお届けしましたが、今回はさまざまな人権問題をテーマにした「人権問題特集号」を作成いたしました。10月号とともども今回の特集号を人権尊重のまちづくりにつなげていただければ幸いです。

2017年12月1日発行

広報ちくしの「人権問題特集号」

■編集発行

筑紫野市

筑紫野市教育委員会

筑紫野市同和教育研究会

筑紫野市同和問題啓発資料編集委員会

■問い合わせ先

筑紫野市教育委員会教育政策課

TEL:(092)923-1111

■印刷

株式会社 コーユービジネス